

令和7年度 久留米市市民活動保険の対象となる活動について

【傷害補償】

急激かつ偶然に起こった外的な要因による事故でケガをしたとき

突発的に発生する予測できない出来事であり、傷害の原因が身体に内在するものでない事故

〈対象の可否のイメージ〉

- 対 象○ 野球をしていて、腰にボールが当たり骨折した
- 対象外✕ 野球でボールを投げ続けたことにより野球肘を発症した
- 対 象○ 清掃のため脚立に登ったところ足を滑らせて転落し骨折した
- 対象外✕ 清掃のため脚立に登って長く作業していて腰痛になった

対象にならない主なもの

- ✕むち打ち症や腰痛など他覚症状のないもの
- ✕細菌性・病原性食中毒（O157・サルモネラ菌による食中毒など）
- ✕病気等（脳疾患、疾病、心神喪失など）
- ✕熱中症
- ✕地震や洪水・津波などの天災によるもの



【賠償責任補償】

市民活動中の過失により、他人（第三者）にけがを負わせたり、他人（第三者）の物を壊してしまい法律上の賠償責任が発生し、損害賠償しなければならないとき

〈対象になる例〉

- 清掃活動中、石が飛び、近くの車に当たって傷をつけた
- 団体で準備していた物が落下し、通行人にけがをさせてしまった

対象にならない主なもの

- ✕けがをさせた相手が世帯を同じくする親族のとき
- ✕活動場所への行き、または帰りの経路で発生したもの
- ✕自動車の運転中の事故
- ✕自分のペットが人にけがをさせたとき
- ✕市が所有する施設や備品を壊したとき



※整骨院や接骨院のみの治療の場合は、保険の対象にならない場合もありますので医師の診察を受けることをお願いしています。

※このチラシは市民活動保険の全ての内容を記載しているものではありません。詳しくはリーフレットをご確認ください。

市民活動保険を活用する際の注意事項

○団体の規約に基づき、継続的・計画的に行っている活動が対象になります。

そのため、事故発生時は、計画書や開催チラシなどを確認させていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

○NPO 法人の主催する活動において、NPO 法人会員の方は対象外です。

他の保険への加入をよろしくお願いいたします。また、NPO 法人が主催する事業にボランティアとして参加している参加者は対象となります。

※対象の可否など不明な点は、活動する前に、下記協働推進課へご確認頂き、十分にご理解の上活動ください。

※活動前には今一度、危険がないか計画を確認し、参加者への注意呼びかけ、十分な準備運動の実施などの事故防止に努めてください。

【お問い合わせ】

久留米市 協働推進部 協働推進課 （市庁舎 7 階）

〒830-8520 久留米市城南町 1 5 番地 3

TEL：0942-30-9064 FAX：0942-30-9706